

4 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2012年10月11日

◆審査事項「子育て支援及び周産期・小児医療について」「児童虐待防止対策について」

Q 柳下礼子委員

1 放課後児童クラブについて、埼玉県は国に先立って、2004年に県の運営基準を策定し、質の高い運営を保持してきた。このことは全国的にも高く評価されている。

今後、法改正によって、国から市町村への補助の流れが変わる新しい仕組みの中においても、県として主体的に運営基準を維持し、質の高い運営が行われるように市町村に働き掛けていく必要があると思う。

県としては、この県基準を最低基準として市町村に働き掛けていくべきと考えるが、どうか。運営基準の評価と併せて伺いたい。

また、指導員資質の向上を図るための、県独自の研修カリキュラムや仕組みなどがあれば教えてもらいたい。

2 保育所の待機児童の解消について、地域分権一括法で条例により保育所の最低基準を定めることになっているが、待機児童が100人以上で、地価が高い地域は、居室面積基準を緩和できることになっているが、本県では、どの市町村が該当するのか。

また、県基準案の2.5平方メートル／人まで緩和することに不安の声がある。3.3平方メートル／人を堅持すべきではないか。

3 周産期医療について、西埼玉中央病院の9床が医師が退職したこと、閉鎖された。

医師を確保して、地域周産期の母子医療センターとして機能を早期に回復できるように全力を挙げてほしいが、当病院の入院患者は全員、転院できたのか。併せて、これまで入院していたような患者は、今後はどこへ搬送されるのか。また、東部地域のN I C Uについて今後どう考えているのか。春日部市立病院が28年にN I C Uを設置予定と聞いているが、県としての働き掛けはどうか。

A 少子政策課長

1 本県は国に先駆けて基準を作り、この基準が平成19年3月に国がガイドラインを作る呼び水にもなったものと考えている。国の基準において、クラブ定員の目安として40人程度、土曜日クラブ開設など、本県の基準が取り入れられたものもある。

また、運営状況については、毎年、市町村に調査をし、結果を公表することで、この運営基準に従った運営をしていただくよう指導してきた。

毎年、徐々に状況が改善していることが、この結果からも見て取れるので、この基準は非常に効果があり、基準を作つて良かったと思っている。また、新法の中で、市町村が今後、基準を条例化することなどの改正が図られたが、県から市町村への補助の流れは残るようである。今後とも、県の運営基準に沿った運用を行うよう市町村に働き掛けていく。

また、指導員資質の向上を図るための研修については、県学童保育連絡協議会と合同で研修をしている。現場の声を伺ながら、毎年、様々なテーマごとに分科会を設け、個々の課題に応じたものとしている。今後ともこうした研修を続けていきたいと考えている。

A 子育て支援課長

2 地域主権一括法に基づく児童福祉施設の最低基準を定める条例に関しては、待機児童が100人以上で、地価が高い地域が対象になる。こうした地域についてはその面積基準を引き下げることができるものとして規定されている。県内で対象になる市町村は、さいたま市と川口市である。

さいたま市は、政令指定都市のため、独自に

基準条例を定める。

川口市は、県条例で居室面積基準の引下げができる市であるため、2.5平方メートル／人まで緩和できるようにする。

これについては、川口市がこの居室面積基準を緩和して待機児童を解消したいと考えても、県が条例に盛り込まなくてはできない仕組みになっている。

A 医療整備課長

3 西埼玉中央病院の入院患者については、受入休止の発表があった8月15日時点で9床全てに入院していた。そのうち、2名は同病院内の小児科一般病棟に転院し、ほか7名は退院した。また、西埼玉中央病院で受け入れていた患者がその後どこに搬送されたかについては、9月及び10月10日までに当病院へ連絡があった10件のうち8件が搬送対象で、そのうち6件は県内、ほか2件は都内に搬送された。

こうした中でN I C Uの整備を進めているが、まずは、先ほど説明した母体・新生児搬送コーディネーターにより県内で調整しそれでカバーできないものは、他都県含めて受入先を探していきたい。

最後に、東部地区のN I C Uについては、国の整備指針では、地域周産期母子医療センターは、1つ又は複数の2次医療圏に一か所整備するとされている。春日部市立病院が整備してもらえるのであれば、大変助かることだと思っている。そのため、N I C Uを整備する場合にはハード面の支援などを検討したい。

一方で、現在、東部地域はコーディネーターシステムの中で、さいたま赤十字病院が搬送調整を担っている。搬送は一義的に、さいたま赤十字病院になり、受入れが難しい場合には、県内の病院で受入先を探すことに対応していくと考える。

Q 柳下委員

3 春日部市立病院はN I C Uが28年度に開設

予定と聞いているが、何床程度を予定しているのか。県として、今後、どのように連携していくのか。

また、加須、大利根や北川辺など北の地域は、当病院からかなり遠いが、こうした地域の方たちは、さいたま赤十字病院まで搬送されるということなのか。カバーできない部分については、どう対応するのか。

A 医療整備課長

3 春日部市立病院が28年度で最大何床程度を考えているか、正確に把握していない。現時点では新生児対応できる病床を3床有しているとのことである。

加須などの利根地域は自治医科大学附属さいたま医療センターが搬送調整を担っているが、空床がなければ、他の地域で受入可能なところに転送しているというのが現状である。

Q 柳下委員

3 埼玉医大に以前に視察に行ったが、埼玉医大にかなり搬送があり、また、半分は東京に搬送しているという話であった。今の話の中でも、かなり東京依存しているとのことであった。

そういう面からも、総合周産期母子医療センターをもっと確保し、地域周産期母子医療センターも計画的に増やしていくためには、前提となる、医師の確保をきちんと行うことが重要だと思う。医師確保については、どのように取り組んでいくか。

A 医療整備課長

3 委員御指摘のとおり、周産期医療体制の整備は喫緊の課題だと考えている。平成28年度に、さいたま赤十字病院・県立小児医療センターが移転する中で、こうした機能を果たしてほしいと考えている。

地域周産期母子医療センターについては、現在、西埼玉中央病院の機能回復を目指すとともに、新生児医療ができる病院があれば指定して

いきたい。

一方で、何よりも難しく一番深刻な課題は、全国的に新生児医療を十分に担える医師の不足である。県全体で医師確保対策を進めて、できる限り必要な医療人材を確保して、医療の体制を整えていきたい。

Q 柳下委員

2 確認の意味で伺う。待機児童の解消の中でこの県基準が、2.5平方メートル／人に緩和されるとのことだが、原則は3.3平方メートル／人である。市町村の判断になるとのことだが、県としてはこの原則に基づいて指導していくとい

うことで取ってよいか。

A 子ども支援課長

2 待機児童が多くいる市については、保育所などの保育サービスの充実を、まず働き掛けてていきたい。

しかし、県南地域は地価が高かったり、入所希望児童が一定地域に集中しているため、市の判断で2.5平方メートル／人まで緩和できるようになる。最終的には市が判断することになるが、実際の適用に当たっては、県としても川口市とよく相談していきたい。